

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	三
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	七
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	八
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	八
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(環境対策課)	九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁生涯学習課)	九
○政治団体の届出		九
○政治団体の届出事項の異動届		一〇
○政治団体の解散届		一一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		一一

選挙管理委員会

公告

告示

正誤

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)	一一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)	一一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)	一二
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)	一二
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))	一二
○資金管理団体の届出事項の異動届	一三
○資金管理団体の指定取消しの届出	一三
○宮城海区漁業調整委員会	一四
○公聴会に関する手続規程の一部を改正する規程	一四
○宮城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程	一四
○宮城海区漁業調整委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程	一四
○宮城県公報第八十四号(令和二年三月六日付け)中	一四

宮城県告示第九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一三一〇〇二四九	遠田郡美里町中塚字上戸三十三番二	福祉サービスの種類	有限会社穂乃香	令和二年三月三十一日

宮城県告示第九十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

実施年月日	実施区域		検査受付時間	実施の場所
令和二年 五月八日	大崎市	三本木	午前十時三十分から 午後二時まで	三本木野球場
同 五月十一日	大崎市	鳴子	午前十一時から 午後二時まで	鳴子公民館
同 五月十二日	大崎市	鳴子	午前十一時から 午後二時まで	鳴子公民館
同 五月十三日	大崎市	田尻	午前十時三十分から 午後二時まで	田尻老人福祉センター
同 五月十八日	大崎市	松山	午前十時三十分から 正午まで	松山公民館
同 五月十九日	大崎市	岩出山	午前十時三十分から 午後二時まで	岩出山総合支所車庫
同 五月二十日	大崎市	岩出山	午前十時三十分から 午後二時まで	岩出山総合支所車庫
同 五月二十二日	大崎市	鹿島台	午前十時三十分から 午後二時まで	鎌田記念ホール
同 五月二十五日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後二時まで	大崎市民会館
同 五月二十六日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後二時まで	大崎市民会館
同 五月二十七日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後二時まで	大崎市民会館
同 五月二十九日	大崎市	古川	午前十時三十分から 午後二時まで	大崎市民会館

○宮城県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

一 道路の種類 県道

二 路線名 女川牡鹿線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
-------	------	-----------------	-----------------	----

牡鹿郡女川町小乗浜字向二〇七番地先から 同郡同町鷺神浜字内山七七番一地先まで	前		後		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	B	A	B	
	八・七 二六・三	九・五 二〇・〇	八・七 二六・三	九・五 二〇・〇	
	二二・五	七〇・九	二二・五	七〇・九	

○宮城県告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町小乗浜字向二〇七番地先から同郡同町鷺神浜字内山七七番一地先まで	令和二年三月二十二日午前十二時

○宮城県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	牡鹿半島公園線	牡鹿郡女川町鷺神浜字内山六一番一地先から同郡同町鷺神浜字内山無番地先まで	令和二年三月二十二日午前十二時

○宮城県告示第二百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区
 域に指定する。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

釜ノ入沢	萩窪沢	赤生沢	大山沢1	大山沢2	大山沢3	栃倉沢1	柳沢	荒井沢	上日向沢2	庄司沢	館沢	是入沢	池田沢1	吉ヶ入沢	区域の名称
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
角田市小田字釜ノ入、字芋坊（次の図のとおり）	角田市小田字萩窪（次の図のとおり）	角田市小田字赤生（次の図のとおり）	角田市小田字大山（次の図のとおり）	角田市小田字大山（次の図のとおり）	角田市小田字大山（次の図のとおり）	角田市小田字栃倉（次の図のとおり）	角田市小田字柳沢、字長瀬、字台、字日向（次の図のとおり）	角田市小田字荒井（次の図のとおり）	角田市尾山字上日向、字日向、字大柵（次の図のとおり）	角田市藤田字庄司、字宮沢、字春日（次の図のとおり）	角田市藤田字館、字是入、字北是入（次の図のとおり）	角田市藤田字是入、字北是入（次の図のとおり）	角田市坂津田字池田（次の図のとおり）	角田市坂津田字穴戸、字吉ヶ入、字稲田（次の図のとおり）	区域の所在地
													建設物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所	
													次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所	

池田の2	池田の1	金彫沢	細谷沢4	細谷沢1	柏崎沢	上ノ沢	上ノ沢4	久城寺沢	神鳴沢	龍ヶ沢	西ノ入沢	松沢	2西ノ腰沢1	1西ノ腰沢1	内田沢	釜前沢	熊野田沢1	斗蔵沢	藤倉沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
角田市坂津田字池田（次の図のとおり）	角田市坂津田字池田（次の図のとおり）	角田市坂津田字金彫沢、字立花（次の図のとおり）	角田市江尻字細谷、字江東（次の図のとおり）	角田市江尻字細谷、字江東（次の図のとおり）	角田市神次郎字東ノ入、字神町（次の図のとおり）	角田市神次郎字石道、字中田（次の図のとおり）	角田市神次郎字石道（次の図のとおり）	角田市神次郎字久城寺、字音ノ入（次の図のとおり）	角田市君萱字神鳴、字神新田（次の図のとおり）	角田市毛萱字龍ヶ沢、字栃窪（次の図のとおり）	角田市毛萱字龍ヶ沢、字栃窪（次の図のとおり）	角田市毛萱字松沢（次の図のとおり）	角田市毛萱字西ノ腰、字梅ヶ窪、字松沢（次の図のとおり）	角田市毛萱字西ノ腰、字梅ヶ窪、字松沢（次の図のとおり）	角田市高倉字内田、字大冠、字幸、字上の松（次の図のとおり）	角田市高倉字釜前、字新耕、字新田、字駄詰（次の図のとおり）	角田市高倉字熊野田（次の図のとおり）	角田市小田字斗蔵、字中島（次の図のとおり）	角田市小田字藤倉（次の図のとおり）

水押	池田	日高下	引田	上日向の3	上日向の2	上日向の1	山根の2	山根の1	北根	馬場の2	馬場の1	枯松	風呂	庄司の3	庄司の2	庄司の1	館	稲場前	池田の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
角田市小坂字沼ノ入、字中里(次の図のとおり)	角田市島田字池田(次の図のとおり)	角田市島田字日高下(次の図のとおり)	角田市尾山字引田(次の図のとおり)	角田市尾山字上日向、字日向(次の図のとおり)	角田市尾山字上日向、字日向(次の図のとおり)	角田市尾山字上日向、字大谷、字日向(次の図のとおり)	角田市尾山字山根(次の図のとおり)	角田市尾山字山根(次の図のとおり)	角田市藤田字北根(次の図のとおり)	角田市藤田字馬場(次の図のとおり)	角田市藤田字馬場(次の図のとおり)	角田市藤田字風呂、字合ノ窪(次の図のとおり)	角田市藤田字風呂(次の図のとおり)	角田市藤田字庄司(次の図のとおり)	角田市藤田字庄司(次の図のとおり)	角田市藤田字館(次の図のとおり)	角田市藤田字館(次の図のとおり)	角田市坂津田字大久保、字稲場前(次の図のとおり)	角田市坂津田字池田(次の図のとおり)

堀内	万平	館下の2	館下の1	箕輪の3	箕輪の2	箕輪の1	谷地	大畑	菖蒲沢の2	馬場前	駒場	薬師堂	寺前	細谷の2	細谷の1	岩崎	土瓜の1	土浮の1	熊ノ前
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							
角田市毛萱字堀内(次の図のとおり)	角田市毛萱字万平(次の図のとおり)	角田市毛萱字館下(次の図のとおり)	角田市毛萱字館下(次の図のとおり)	角田市毛萱字箕輪(次の図のとおり)	角田市毛萱字箕輪(次の図のとおり)	角田市毛萱字箕輪(次の図のとおり)	角田市君萱字谷地、字東新田、字新田西(次の図のとおり)	角田市君萱字神鳴(次の図のとおり)	角田市君萱字菖蒲沢(次の図のとおり)	角田市君萱字馬場前(次の図のとおり)	角田市君萱字駒場(次の図のとおり)	角田市君萱字薬師堂(次の図のとおり)	角田市江尻字寺前(次の図のとおり)	角田市江尻字細谷、字江東(次の図のとおり)	角田市江尻字細谷(次の図のとおり)	角田市江尻字岩崎(次の図のとおり)	角田市小坂字土瓜(次の図のとおり)	角田市小坂字土浮、字上小坂(次の図のとおり)	角田市小坂字熊ノ前、字沼ノ入(次の図のとおり)

膳棚	坂下の2	坂下の1	香取の2	香取の1	船沼	大原の2	大原の1	松ノ内の2	松ノ内の1	老ヶ崎の1	沼下	沼頭	水深の2	呑内窪	岩ノ花	大在家	遠山崎	大森	石橋
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
角田市小田字膳棚、字荒井（次の図のとおり）	角田市小田字坂下（次の図のとおり）	角田市小田字坂下、字西屋敷（次の図のとおり）	角田市小田字香取（次の図のとおり）	角田市小田字香取、字西屋敷（次の図のとおり）	角田市小田字船沼、字原戸（次の図のとおり）	角田市小田字大原、字船沼（次の図のとおり）	角田市小田字大原（次の図のとおり）	角田市角田字松ノ内（次の図のとおり）	角田市角田字松ノ内、字老ヶ崎（次の図のとおり）	角田市角田字老ヶ崎（次の図のとおり）	角田市豊室字沼下（次の図のとおり）	角田市豊室字沼頭（次の図のとおり）	角田市横倉字呑内窪（次の図のとおり）	角田市横倉字呑内窪（次の図のとおり）	角田市筈島字岩ノ花（次の図のとおり）	角田市横倉字大在家（次の図のとおり）	角田市稲置字遠山崎（次の図のとおり）	角田市毛萱字大森（次の図のとおり）	角田市毛萱字中ノ内（次の図のとおり）

峰岸の1	猫田	谷津	夫内	細谷	谷地前の3	谷地前の2	谷地前の1	土瓜の2	谷津前	柏崎	日影の2	日影の1	土浮の2	東中田	釜前	小塚の2	小塚の1	山田の1	野田の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
角田市江尻字峰岸、字江西（次の図のとおり）	角田市江尻字猫田（次の図のとおり）	角田市江尻字谷津、字巻向（次の図のとおり）	角田市江尻字夫内、字中谷津（次の図のとおり）	角田市江尻字堤（次の図のとおり）	角田市君萱字谷地前（次の図のとおり）	角田市君萱字谷地前（次の図のとおり）	角田市君萱字谷地、字新田東（次の図のとおり）	角田市江尻字岩崎、字巻向（次の図のとおり）	角田市江尻字岩崎、字久城寺、字石道（次の図のとおり）	角田市神次郎字柏崎、字久城寺、字石道（次の図のとおり）	角田市小坂字日影、字上小坂（次の図のとおり）	角田市小坂字日影、字上小坂（次の図のとおり）	角田市小坂字土浮（次の図のとおり）	角田市神次郎字東中田（次の図のとおり）	角田市高倉字釜前（次の図のとおり）	角田市高倉字小塚（次の図のとおり）	角田市高倉字小塚（次の図のとおり）	角田市高倉字山田（次の図のとおり）	角田市小田字野田（次の図のとおり）

松ノ内の3	大窪	薬師堂の2	遠見の2	小金沢の4	高久蔵	大山	野田の3	専福寺	原戸	老ヶ崎の2	新田の4	小中田一	銀杏	北向	平口	脇谷	大久保	三河尻	峰岸の2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
角田市角田字松ノ内、字物見壇（次の図のとおり）	角田市横倉字一ツ谷、字後田（次の図のとおり）	角田市君萱字長井戸、字馬場前（次の図のとおり）	角田市神次郎字遠見、字中田、字東中田（次の図のとおり）	角田市君萱字羽黒、字小金沢下、字沼下（次の図のとおり）	角田市君萱字羽黒（次の図のとおり）	角田市小田字大山（次の図のとおり）	角田市角田字野田（次の図のとおり）	角田市角田字鱸沼（次の図のとおり）	角田市小田字原戸（次の図のとおり）	角田市角田字松ノ内（次の図のとおり）	角田市横倉字新田（次の図のとおり）	角田市坂津田字小中田一（次の図のとおり）	角田市坂津田字銀杏、字銀杏下（次の図のとおり）	角田市坂津田字宮前（次の図のとおり）	角田市坂津田字平口（次の図のとおり）	角田市坂津田字脇谷（次の図のとおり）	角田市坂津田字大久保（次の図のとおり）	角田市坂津田字三河尻（次の図のとおり）	角田市江尻字峰岸（次の図のとおり）	

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
池田沢1・2	土石流	角田市坂津田字池田（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
一ノ矢沢	土石流	角田市尾山字一ノ矢、字吉田（次の図のとおり）	
上日向沢	土石流	角田市尾山字日向、字上日向（次の図のとおり）	
野田沢	土石流	角田市角田字鱸沼、字元鱸沼（次の図のとおり）	
栃倉沢2	土石流	角田市小田字栃倉、字赤生（次の図のとおり）	
芋坊沢	土石流	角田市小田字芋坊（次の図のとおり）	
熊野田沢2	土石流	角田市高倉字熊野田（次の図のとおり）	
妻沢	土石流	角田市高倉字妻、字釜前、字五月田（次の図のとおり）	
岩井田沢	土石流	角田市君萱字岩井田、字山田（次の図のとおり）	
西高野沢	土石流	角田市神次郎字西高野、字東高野（次の図のとおり）	
上ノ沢3	土石流	角田市神次郎字上ノ沢、字中田（次の図のとおり）	
上ノ沢2	土石流	角田市神次郎字上ノ沢（次の図のとおり）	
細谷沢2	土石流	角田市江尻字細谷、字江東（次の図のとおり）	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

細谷沢3	土石流	角田市江尻字江東、字堤（次の図のおり）
寺前沢	土石流	角田市江尻字寺前、字江東（次の図のおり）
岩崎沢	土石流	角田市江尻字岩崎（次の図のおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百五号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

岩沼市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百六号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道

2 名称

東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称
利府町新中道土地区画整理組合

二 事務所所在地
宮城県利府町加瀬字新河原四十二番地

三 設立認可の年月日
平成二十六年三月二十日

四 変更認可の年月日
令和二年三月十一日

○宮城県告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称
1 種類
志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称
志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川中央地区

三 事業施行期間
平成二十五年十一月十二日から令和二年三月三十一日

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鬼首土地改良区役員
の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年三月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小野和宏

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年二月二十四日	大場直彦	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原二十六番地四	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年一月三十一日	高橋孝志	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原十六番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年三月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市

- 青葉区落合二丁目十五番二十四号
- 五 落札金額 三千二百四十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年一月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 東松島市赤井字川前四番十七番二、十八番六、百九十八番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 埼玉県志木市柏町五丁目五番三十八号 社会福祉法人 タイケン福祉会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館で使用する電気 年間約百四十六万一千キロワット時
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年二月二十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社 仙台市青葉区中央四丁目六番一
- 五 落札金額 七千五百三十四万五千二百十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出があった。
令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

遠藤まさのぶ後援会 遠藤まさのぶ 遠藤 寿子 柴田郡川崎町大字前川字裏丁一六 令和二年二月二十七日

黒澤あきら後援会 本間 伸一 黒澤とき子 遠田郡涌谷町字本町二三 令和元年十一月二十日

佐々木久夫後援会 平 喜朗 小川 弘吉 黒川郡大和町吉田字橋本五一 令和二年二月十二日

帝国保守党 一條 富博 一條 富博 仙台市青葉区一番町二一六一 令和二年二月二十一日

宮城県商工政治連盟 鈴木 正司 鈴木 清安 柴田郡川崎町大字前川字裏尻二九 令和元年十二月十九日

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党青葉区支部 岡部 恒司 会計責任者の氏名 江藤 桂子 桜井千寿子 令和元年八月一日

自由民主党泉区支部 斎藤 範夫 会計責任者の氏名 江藤 桂子 桜井千寿子 令和元年八月一日

自由民主党鹿島台支部 鈴木 俊通 主たる事務所の所在地 大崎市鹿島台深間塚字古館二一 令和二年二月九日

自由民主党加美町支部 三浦 英典 会計責任者の氏名 高山 智史 高山 哲 令和元年九月十六日

自由民主党七ヶ浜町支部 岡崎 正憲 主たる事務所の所在地 宮城県七ヶ浜町吉田浜字上ノ台一四 令和二年一月二十四日

自由民主党太白区支部 佐々木 心 代表者の氏名 岡崎 正憲 大町 睦夫 令和元年八月一日

自由民主党古川支部 菊地 恵一 主たる事務所の所在地 大崎市古川台町九一七 令和二年一月六日

自由民主党宮城県中 小経済研究会支部 高橋 章 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二一三 令和二年一月十八日

自由民主党みやぎ土地改良支部 渥美 巖 代表者の氏名 渥美 巖 伊藤 康志 令和二年二月二十五日

自由民主党宮城野区支部 渡辺 博 会計責任者の氏名 江藤 桂子 桜井千寿子 令和元年八月一日

自由民主党米山支部 武田 節夫 会計責任者の氏名 武田 睦美 川原 美治 令和二年一月六日

自由民主党若林区支部 佐藤 正昭 会計責任者の氏名 江藤 桂子 桜井千寿子 令和元年八月一日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

明日の宮城の農村を考える会(宮城県土地改良政治連盟) 渥美 巖 代表者の氏名 渥美 巖 伊藤 康志 令和二年二月一日

伊藤貞悦後援会 小野由三郎 会計責任者の氏名 伊藤 祐子 伊藤 常彦 令和二年二月十七日

小野恵章後援会 佐藤 勝彦 代表者の氏名 佐藤 勝彦 木村 一元 令和元年五月三十日

今野信一後援会 菊地 健二 代表者の氏名 菊地 健二 山田耕一郎 令和二年一月十一日

佐藤しょうじ後援会 佐藤 傳 代表者の氏名 佐藤 傳 片岡 義晴 平成三十年四月一日

鈴木あつし後援会 森 俊博 主たる事務所の所在地 亶理郡亶理町字上茨田一一三一 令和二年二月十日

高野晃を励ます会 高野 晃 主たる事務所の所在地 牡鹿郡女川町大原一六一五 令和元年十二月二十八日

伊達な宮城を考える会 須貝 和広 会計責任者の氏名 寺島 和徳 小山 博之 令和元年八月一日

はしもと伸一後援会 齋藤 智博 会計責任者 庄司 正一 橋元 義一 令和二年一月三十日
 舟山あきら後援会 舟山まり子 代表者の氏名 舟山まり子 大室 善仁 令和二年二月一日
 まはた善次後援会 乳井 昭道 主たる事務所の所在地 柴田郡川崎町支倉台一―一―一 令和二年二月十二日
 九 柴田郡川崎町支倉台一―一―一
 八 柴田郡川崎町支倉台一―一―一
 代表者の氏名 乳井 昭道 三明 堅
 宮城県商工政治連盟 高橋 正典 主たる事務所の所在地 牡鹿郡女川町女ケ丘五―五―五 令和元年十二月二十八日
 女川支部 川二―六五―二

○宮選管告示第二十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
 令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
相澤栄後援会	相澤 栄	令和元年九月一日
遠藤いく子後援会	日比野淳之	令和元年十二月三十一日
佐藤としお後援会	佐藤 正人	令和元年十二月三十一日
政治結社真志會	赤間 昌弘	令和元年十二月三十一日
成和会	渡辺 和喜	令和元年十二月三十一日
仙台・22世紀未来フォーラム	安曇 祥二	令和元年九月三十日
高橋よしあき後援会	高橋 克明	令和元年十二月三十一日
松井秀明後援会	日比野淳之	令和元年十二月三十一日

○宮選管告示第二十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(その他の政治団体)
 政治結社真志會
 報告年月日 2. 2. 17 (1. 12. 31解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

○宮選管告示第二十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体)

政治結社真志會
 報告年月日 2. 2. 17 (1. 12. 31解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

○宮選管告示第三十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体)

政治結社真志會
 報告年月日 2. 2. 17 (1. 12. 31解散)
 1 収入総額 0

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

2 支出総額 0

○宮城選挙区第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

（その他の政治団体）
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

政治結社真志會

報告年月日 2. 2. 17 (1. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

仙台・22世紀未来フォーラム

報告年月日 31. 4. 8 (1. 9. 30解散)

1 収入総額 340,847

2 支出総額 0

○宮城選挙区第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）
政治結社真志會

報告年月日 2. 2. 17 (1. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

仙台・22世紀未来フォーラム

報告年月日 31. 4. 8 (1. 9. 30解散)

1 収入総額 340,847

2 支出総額 0

○宮城選挙区第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年三月十七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

（資金管理団体）
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

成和会

資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 和喜

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 2. 2. 13 (1. 12. 31解散)

1 収入総額 350,728

2 支出総額 350,728

3 本年収入の内訳 200,000

4 支出の内訳 200,000

5 寄附の内訳 350,728

1 収入総額 350,728

2 支出総額 350,728

3 本年収入の内訳 200,000

4 支出の内訳 200,000

5 寄附の内訳 350,728

〔政治団体分〕

宮城海区漁業調整委員会

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

公聴会に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

○宮城海区漁業調整委員会規程第一号

公聴会に関する手続規程の一部を改正する規程

公聴会に関する手続規程（昭和三十七年宮城海区漁業調整委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第四項」を「第六十四条第五項」に改める。

附 則

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

○宮城海区漁業調整委員会規程第二号

宮城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

宮城海区漁業調整委員会事務局規程（昭和三十九年宮城海区漁業調整委員会規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「第八十五条第六項」を「第一百三十七条第六項」に改める。

附 則

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

○宮城海区漁業調整委員会規程第三号

宮城海区漁業調整委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

宮城海区漁業調整委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年宮城海区漁業調整委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城海区漁業調整委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程
本文中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第八十四号（令和二年三月六日付け）中

ページ 段 行

三 上 二三

三 上 二四

正

大崎市（旧鹿島台町の区域）、
涌谷町

登米市（旧登米町及び旧米山町
の区域）、南三陸町

誤

大崎市（旧鹿島台町及び旧涌谷
町の区域）

登米市（旧登米町、旧米山町及
び旧南三陸町の区域）